

「2007年加工貿易禁止類商品目録」公表

中国の商務部、税関総署、国家環境保護総局は4月5日、共同で「2007年加工貿易禁止類商品目録」を公表した。その翌日、上海証券報が伝えた。

今回公表された目録は2006年10月に発布した「2006年加工貿易禁止類商品目録」に184品目を加え、990品目にした。木製の割りばし、木材パルプ、ディーゼル油、燃料油、重油などエネルギー、農林水産業関連商品多数が初めて加工貿易禁止類目録に盛り込まれた。これは、付加価値の低い加工貿易の淘汰を目指す中国政府の決意を示すものとみられる。

加工貿易禁止類商品目録の今回の公表について、商務部産業司の王 琴華司長が4月10日に記者の質問に対し、以下のように答えた。

Q：加工貿易禁止類目録に関する今回の公告と前回の公告との違いは？

A：今回の加工貿易禁止類目録は「2007年中華人民共和国輸出入税則」に従い、これまで公告された三つの加工貿易禁止類目録（商務部、税関総署、環境保護総局により共同発布の2005年第105号、2006年第63号、第82号公告）の商品の関税番号を調整したうえ、ひとつの目録に統合した。

Q：2007年加工貿易禁止類目録に新たに登記された商品の関税番号は？

A：今回は木材パルプ、動物皮骨、肥料を新たに加工貿易禁止類商品とし、禁止類目録に新たに盛り込まれた10桁HSコードの商品が合計で184品目にのぼる。これらの商品は、主に2006年財税字139号、145号の通知により輸出還付が取り消された商品、例えば化学肥料である。また、2007年版のHSコードの大幅な改正に伴い、これまでの加工貿易禁止類目録の一部商品の関税番号が変更（新規、統合）となったため、禁止類商品の目録には見かけ上新規のものがあつた。

Q：現在、加工貿易禁止類とする商品は何種類あるか？

A：わが国は1999年から、加工貿易を商品に応じて禁止類、制限類、許可類に分けて、商品分類管理を開始した。今回の2007年加工貿易禁止類目録には計

1,140 の 10 桁 HS コード商品を登録している。

Q：今回の目録の施行には猶予期間があるでしょうか？

A：新たに登録された禁止類商品が、2007 年 4 月 26 日までに商務主管機関により批准された加工貿易業務については、規定により税関に加工貿易申請を提出し、批准された契約有効期限内に実行することができる。

Q：今後、加工貿易に対してどのように商品分類管理を行うか？

A：今後、国のマクロコントロール、産業発展、環境保護などの要求に従い、商務部は国务院のほかの関係機関と共同で加工貿易の商品分類管理方法を改善し、産業・製品の（市場）参入目録に関する動態調整制度を整備する。毎年の年初、HS コードの改正及び国民経済発展の必要に応じた新たな加工貿易禁止類目録を発布し、加工技術水準が低く、貿易摩擦を引き起こしやすい商品加工貿易を制限し、加工貿易の商品構造の改善及び加工貿易の水準向上に努めていきたい。

なお、参考のため、標記公告を以下のとおり仮訳した。

商務部、税関総署、環境保護総局公告 2007 年第 17 号

「2007 年加工貿易禁止類商品目」の公告

（仮訳）

「2007 年中華人民共和国輸出入税則」及び国のマクロコントロールの要求に基づき、商務部及び環境保護総局が「2007 年加工貿易禁止類商品目録」を策定した。ここに、この目録を公布し、関係事項について以下のとおり公告する。

- 一、国により公布された輸出入禁止類商品が加工貿易方式に適用される。
- 二、当公告が 2007 年 4 月 26 日より施行される。
- 三、当公告に新たに盛り込まれた禁止類商品で、2007 年 4 月 26 日までに商務主管機関により批准された加工貿易業務については、規定により税関に加工貿易申請を提出し、批准された契約有効期限内に実行することができる。なお、インターネットにより監督管理の企業が 2008 年 4 月 5 日までに加工貿易の実行を完了することができる。上述の実行期限が過ぎた未完了分に延期の許可を与えることはできず、加工貿易の関連規定に基づいて取り扱わなければならない。
- 四、加工貿易禁止類目録に新たに登録された商品を定めた期限内に輸出ができず、国内での販売を申請しようとする場合、企業は「税関総署、財政部、商務部、人民銀行及び税務総局 2006 年第 52 号公告」の規定に従い、税関の税款納付書に記入した日付の前年度に、中国人民銀行に公布された通常貯金の利率で滞納利息を徴収する。

- 五、当公告は保税區、輸出加工區など税関特殊監督管理区域に適用される。ただし、当公告が公布される前に設立した企業は本条項から除外される。
- 六、当公告に盛り込まれた禁止類商品以外に、輸出物を栽培または養殖するために種、種苗、種畜、化学肥料、飼料、添加剤、抗生剤を輸入しての加工貿易、及び輸入禁止商品（わいせつ内容の中古刊行物、有害物や放射線物質が含まれる産業廃棄物など）を輸入しての加工貿易を禁止する。
- 七、「中華人民共和國銃器管理法」の規定に基づき、加工貿易方式での模倣銃器の生産、輸出を禁止する。
- 八、当公告の公布日より、商務部、税関総署及び環境保護総局の2005年105号公告、2006年第63号公告、第82号公告にリストされた商品の目録の執行を中止し、本公告に準ずる。なお、その他の規定は引き続き有効である。

別添：加工貿易禁止類商品目録

商務部
税関総署
環境保護総局
二〇〇七年四月五日

（参考：2006年10月に発布した「2006年加工貿易禁止類商品目録」に盛り込まれた木材関連品目が本情報誌2006年度No.14を参考してください。今回の禁止類品目に新しく追加された木材関連品目は以下のとおり。）

今回の禁止類品目に新しく追加された木材関連品目

禁止類商品 目録におけ る順序番号	HSコード	商品名称	禁止方式		
			輸出	輸入(新規)	
666	4419003100	木製割りばし	輸出	輸入(新規)	
667	4419003210	酸竹製割りばし	"	"	
668	4419003290	その他の竹製割りばし	"	"	
677	4701000000	機械木材パルプ	輸出(新規)		
678	4702000000	化学木材パルプ(溶解用のものに限り)	輸出(新規)		
679	4703110000	さらしてない針葉樹ソーダパルプ及び硫酸塩パルプ(溶解用のものを除く)	輸出(新規)		

Overseas Info for Wood Export

680	4703190000	さらしてない非針葉樹ソーダ パルプ及び硫酸塩パルプ（溶 解用のものを除く）	輸出（新規）		
681	4703210000	さらした針葉樹ソーダパルプ 及び硫酸塩パルプ（溶解用の ものを除く）	輸出（新規）		
682	4703290000	さらした非針葉樹ソーダパル プ及び硫酸塩パルプ（溶解用 のものを除く）	輸出（新規）		
683	4704110000	さらしてない針葉樹亜硫酸パ ルプ（溶解用のものを除く）	輸出（新規）		
684	4704190000	さらしてない非針葉樹亜硫酸 パルプ（溶解用のものを除く）	輸出（新規）		
685	4704210000	さらした針葉樹亜硫酸パルプ （溶解用のものを除く）	輸出（新規）		
686	4704290000	さらした非針葉樹亜硫酸パル プ（溶解用のものを除く）	輸出（新規）		
687	4705000000	機械的及び化学的パルプ工程 の組み合わせにより製造した 木材パルプ	輸出（新規）		
688	4706100000	コットンリントールパルプ	輸出（新規）		
689	4706200000	古紙パルプ	輸出（新規）		
690	4706300000	その他の竹パルプ	輸出（新規）		
691	4706910000	その他の機械パルプ	輸出（新規）		
692	4706920000	その他の化学パルプ	輸出（新規）		
693	4706930000	その他のセミケミカルパルプ	輸出（新規）		